

法令索引

★は海技試験の受験に必要な法令を示しています。

- 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用する薬剤の技術上の基準を定める省令……………一七四
- あ
- 液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示……………七九
- え
- 液化化等物質及び船舶による液化化等物質の積載の方法を定める告示……………八六
- お
- 大島瀬戸における経路の指定に関する告示……………三九六
- OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示……………二二七
- か
- 海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示……………二二六
- 海事代理士試験規程……………二〇九
- 海事代理士法……………二〇二
- 海事代理士法施行規則……………二〇六
- 海上運送法……………二
- 海上運送法施行規則……………四
- 海上運送法施行令……………四四
- ★海上交通安全法……………一三〇
- ★海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示……………一三六
- ★海上交通安全法施行規則……………一三七
- ★海上交通安全法施行規則第六条第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示……………一八〇
- ★海上交通安全法施行令……………一三三
- ★海上衝突予防法……………二九六
- ★海上衝突予防法施行規則……………一三〇
- ★海上衝突予防法施行規則第九条第一項第三号の動力船を定める告示……………一三九
- ★海上衝突予防法施行規則第二十二條第一項第十五号の信号を定める告示……………一三九
- ★一九七四年の海上における人命の安全のための国際条約(抄)……………一九九
- ★海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令……………八四
- ★海上保安庁法……………一九六
- ★海難審判法……………二八〇
- ★海難審判法施行規則……………二八六
- ★海難審判法施行令……………二八五
- 海難ニ於ケル救援救助ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約……………二六六

★海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	一五二	★漁船法施行規則	八五九
★海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	一四九六	漁船法施行令	八五八
★海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令	一四〇七	巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示	一三八二
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令	一七五五		
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	一七五	け	
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律	一七三三	★検疫法	一九五六
★海洋法に関する国際連合条約(抄)	二二五五	★検疫法施行規則	一九七三
★関税法	一八六九	検疫法施行令	一九六九
き		こ	
★危険物船舶運送及び貯蔵規則	一六九七	★航海当直基準	九六七
危険物船舶運送及び貯蔵規則第百五十八条において準用する船舶防火構造規則の告示で定める要件等を定める告示	七七七	航海に関する記録を定める告示	九九三
救命艇手規則	一〇三三	航海用具の基準を定める告示	四七〇
救命艇手試験科目	(一七)二	★港則法	一三九九
★漁船特殊規則	一六四	★港則法施行規則	一四二
漁船特殊規則第三条第十一号及び第四条第九号に掲げる業務を定める告示	一六四二	港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示	一四九三
★漁船特殊規程	一六四三	港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的の進路を表示する信号	一四九四
漁船の基準を定める告示	一六五五	港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号	一五〇〇
漁船法	一八五〇	★港則法施行令	一四〇八
		航路等を記載する海図の指定に関する告示	一三七三

航路標識法	一五三	し	
港湾運送事業法	一九	★商法(抄)第三編 海商	二二
小型漁船安全規則	六八九	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び	
小型漁船の基準を定める告示	六九六	側方を警戒する船舶の指定に関する告示	一九三
小型漁船の総トン数の測度に関する省令	三三	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は	
小型漁船の総トン数の測度に関する政令	三三	側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における	
小型船造船業法	一八四	指示の内容に関する基準を定める告示	一九〇
小型船舶安全規則	六七		
小型船舶操縦士試験機関に関する省令	二四	せ	
小型船舶登録規則	二〇二	船舶災害防止活動の促進に関する法律	一〇七三
小型船舶登録令	一九六	船舶職業安定法	一〇八二
小型船舶の基準を定める告示	六八三	★一九七八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基	
小型船舶の登録等に関する法律	一九〇	準に関する国際条約(抄)	一九九六
小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置		船員の労働条件等の検査等に関する規則	一〇五四
を定める省令	三〇	★船員法	八七〇
★国際海上危険物規程	二〇七	船員法第八十条第三項の食料表	九五
★国際海上固体ばら積み貨物規則(仮訳)	二〇九	船員法第一百七条の三の国土交通大臣が定める危険物	
★国際海上物品運送法	三四	又は有害物を定める件	九七
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	一八〇	★船員法施行規則	九七
★国際保健規則(二〇〇五)(仮訳・抄)	二〇五	船員法施行規則第三条の三第一項第一号の航路を指定	九八
国土交通省設置法(抄)	一九九	した件	九四
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	八五	船員法施行規則第七十七条の六第一項の規定に基づ	
		き、運輸大臣が告示で定める基準を定めた件	九六
		船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号及び第五	

- 項第二号並びに第九号表第四号2及び第十号表第二号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件……………九七
- 船員法施行規則第七十七条の十四第一項の国土交通大臣が告示で定める基準を定める件……………九七
- 船員法施行規則第八号表第三号2(1)から(4)までの規定に基づき、国土交通大臣の指定する海技大学校等の講習料の課程を定める告示……………九五
- 船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準……………九五
- 船員法施行規則第九号表第四号1(2)及び第五号1(2)の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準……………九六
- 船員法に基づき登録生存講習機関等に関する政令……………一〇〇二
- ★船員労働安全衛生規則……………一〇〇九
- 船員労働安全衛生規則に基づく運輸大臣が指定する薬品……………一〇四三
- 船員労働安全衛生規則により運輸大臣の指定する衛生上有害な物……………一〇四三
- 船員労働安全衛生規則の規定に基づく運輸大臣の指定する常用危険物……………一〇四三
- 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示……………四七
- 先進船舶の対象範囲を定める告示……………八五
- 船内における食料の支給を行う者に関する省令……………九九
-
- 船内における食料の支給を行う者に関する省令第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準……………一〇〇八
- 船内の管系及び電路の系統の識別標準……………一〇四三
- ★船舶安全法……………三七
- 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読替え等に関する政令……………一五三
- ★船舶安全法施行規則……………二五五
- 船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の二ただし書の告示で定める要件を定める告示……………三〇四
- 船舶安全法施行規則第十九条の三第二号及び第六十条の四第一項の規定に基づく告示……………三〇四
- 船舶安全法施行規則第六十条の六第二項のデジタル選択呼出装置の要件を定める告示……………三七
- 船舶安全法施行規則第六十三条の救命施設、海上救助隊並びに搜索及び救助業務に従事している航空機と遭難船舶又は遭難者との間の通信に使用する信号並びに搜索及び救助業務に従事している航空機が船舶を誘導するために使用する信号の方法並びにその意味を定める等の件……………三七
- 船舶安全法施行規則第六十五条第一項の告示で定めるスズの含有率を定める告示……………三九
- 船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示……………三〇四

船舶安全法施行令	二五〇	船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二条第九項の機能等を定める告示	四九六
船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令	一五九	船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示	一五四
★船舶機関規則	三六七	船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示	四四五
船舶気象通報規程	二四〇	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令	一〇四四
船舶救命設備規則	四九八	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第五条第三号の規定に基づき国土交通大臣の指定する漁業を定める告示	一〇五三
船舶区画規程	六〇七	★一九七三／七八年の船舶による汚染の防止のための国際条約(抄)	二〇三六
船舶区画規程第三十九条の二の装置等及び船内の場所を定める告示	六〇〇	船舶による危険物の運送基準等を定める告示(抄)	七六二
船舶区画規程第一百四十一条の貨物及び値を定める告示	六〇〇	船舶の艤装数等を定める告示	四九五
船舶構造規則	三〇〇	船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示	六四四
船舶自動化設備特殊規則	三〇六	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	一七八
船舶衝突二付テノ規定ノ統一ニ関スル条約	三六六	船舶の消防設備の基準を定める告示	五五七
★船舶消防設備規則	五八	船舶の所有者等の責任に関する法律	二二七
★船舶職員及び小型船舶操縦者法	一一〇	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律	一四〇
★船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	二五三	船舶の操舵 ^た の設備の基準を定める告示	四六七
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示	二三四	船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示	四九九
★船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令	二二六	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令	一八六
船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令	二五〇	船舶のトン数に関する証書交付規則	三三二
★船舶設備規程	三六二		
船舶設備規程第二百八十八条第一項の動力ビルジポンプを定める告示	四九六		

★船舶のトン数の測度に関する法律	二二六	な	内航海運業法	八六
船舶のトン数の測度に関する法律施行規則	二二〇			
船舶のトン数の測度に関する法律施行令	二一九			
二〇〇四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(抄)	二〇五九	に	二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指	一七五
船舶の防火構造の基準を定める告示	三三九		標に関する基準を定める省令	一七一
★船舶復原性規則	三三三		日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約	二四九
船舶復原性規則第二十六条の仮想状態を定める告示	六四〇		日本船舶であることの証明書交付規則	一八八
★船舶法	一六六	は	廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(抄)	一〇七三
★船舶法施行細則	一七〇		排他的経済水域及び大陸棚に関する法律	一八五五
船舶防火構造規則	三三五		ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示	三三三
★船舶油濁等損害賠償保障法	一四		パリ宣言	二五四
船舶油濁等損害賠償保障法施行規則	一五	ふ	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律	一八三
船舶油濁等損害賠償保障法施行令	一五七		武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律	一八四三
そ			満載喫水線規則	五六一
造船法	一八五			
その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示	八四〇			
と		ま		
★特殊貨物船舶運送規則	八四			
特殊貨物船舶運送規則第十五条の十の船舶を定める告示	八四			
★特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法	一八五			

	★水先法……………	二五〇
	水先法施行規則……………	二六六
	★水先法施行令……………	二六一
	ゆ	
	有害液体物質の排出率等を定める省令……………	一七三
	よ	
	一九七四年ヨーク・アントワープ規則……………	二六二
	り	
	★領海及び接続水域に関する法律……………	一八四
	領海等における外国船舶の航行に関する法律……………	一八三
	ろ	
	ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電 気設備の基準を定める告示……………	四九六
	ロンドン宣言……………	二五五